

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年5月15日提出

市川市長 村越 祐民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成 31 年 3 月 31 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第11号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 市川市都市計画税条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第17項、第20項から第24項まで、第26項、第31項若しくは第42項から第44項」を「第18項、第21項から第25項まで、第27項、第32項若しくは第43項から第45項」に改める。

第2条 市川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「若しくは第43項から第45項まで」を「、第43項から第45項まで若しくは第50項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の市川市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市都市計画税条例の規定は、平成32年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。